

財団法人日本ハンドボール協会 報奨金規程

(目 的)

第1条 この規程は、日本ハンドボール協会の代表として、オリンピック・世界選手権大会ならびにその予選で好成績をあげ活躍した代表選手に対して、報奨金を授与し表彰することについて定める。

(対 象)

第2条 対象の大会は、下記の各号に規定する。

- (1)オリンピック
- (2)世界選手権大会、
- (3)そのアジア地区予選大会

(金 額)

第3条 報奨金額は、下記の各号に規定する。

- (1) オリンピック・世界選手権大会（万円／代表選手一人当たり）
最終的に承認された選手数

	優 勝	準優勝	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	第8位
オリンピック	300	150	100	60	40	30	20	10
世界選手権大会	300	150	100	60	40	30	20	10

- (2) 代表権獲得の際（万円／代表チーム）

	代表権獲得の際の内訳
オリンピック出場権獲得	1 0 0 0
世界選手権出場権獲得	1 0 0

- (3)大会が重複する場合

アジア競技大会・アジア選手権がオリンピック・世界選手権大会の予選をかねた場合は、金額の多い方を順当する。

- (4)その他の国際大会

出場する大会の重要度を勘案し、その都度常務理事会で検討して、上記に準じて支給する場合がある。

(付 則) この規程は、平成17年8月1日より施行する。